

第1章 総則

第1条 (目的)

第1条 この条例は、自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【説明】

- 1 「自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利」とは、実施機関が管理している個人情報について、当該個人情報の本人に対し、その開示を請求する権利を認めたものである。また、開示を受けた個人情報について、事実と一致しないときは当該個人情報の訂正を請求する権利を、実施機関が条例に定める規制に反して個人情報を収集しているときは消去を請求する権利を、実施機関が条例の規定に反して目的外利用又は外部提供を行ったときは利用中止を請求する権利を認めたものである。したがって、実施機関は、条例で定める要件を満たした開示、訂正、消去及び利用中止の請求に応じる条例上の義務を負うものである。
- 2 「個人情報の適正な取扱い」とは、収集の原則、収集禁止事項、個人情報取扱事務の届出、適正管理の原則、目的外利用又は外部提供の制限等を指す。
- 3 本条例は、個人情報に係る個人の権利利益の保護について規定することにより、基本的人権を尊重することを目的とする。

第2条 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

【説明】

本条は、この条例における基本的な用語の意義について定義したものである。

1 実施機関

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

【説明】

本条例による個人情報の保護を実施する機関を定めたものであり、地方自治法上の執行機関及び議会を実施機関とする。各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において管理し、執行する義務を負う。

2 個人情報

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

【説明】

- 1 「個人」とは、自然人を意味し、法人は含まない。
- 2 「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、思想、信条、職歴、学歴、成績、心身の状況、病歴、所得、財産の状況、親族関係その他一切の個人に関する情報をいう。したがって、法人その他の団体に関する情報は除かれる。
- 3 「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、氏名及び住所のような直接的なもののほか、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できるものも該当する。この場合の「他の情報」とは、あらゆる情報が想定され、一般的に入手し得るもの(例 新聞等)からの情報のみを意味するものではない。この点は、田川市情報公開条例(平成4年条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第9条第1項第2号に非開示事項として規定する個人に関する情報の範囲とは異なり、結果的には、本条例に規定する個人情報の範囲の方が、情報公開条例に規定する個人に関する情報の範囲よりも広いこととなる。
- 4 事業を営む個人の当該事業に関する情報について、個人事業は、個人としての存在と事業主体としての存在とが不分離の活動形態であり、個人事業主の情報は個人情報と事業情報の二面性が密接不可分の性質を持つ情報であることから、本条例に定める個人情報として保護の対象とする。
- 5 法人その他の団体の役員に関する情報について、これまでは、役員は法人等の行為を行う機関であり、法人等の情報の一部であると考えこの条例の対象から除いていた。しかし、当該役員の情報には、法人等の情報であると同時に個人に関する情報としての側面も持つこと、さらに、個人事業者の情報は、事業情報と非事業情報を截然と区別することが困難なため個人情報に含めていたこととの均衡を図るため個人情報に含めるもので

ある。ただし、明らかに法人その他の団体又は個人の事業活動に関して記録された情報であると認められ、私人としての個人情報として保護する意義が薄いものについては、個人情報としては取り扱わないこととすることが適当である。

- 6 死者は、開示請求等の主体となることはできないため、個人情報の定義には含めないが、死者に関する情報が死者の遺族の個人情報となる場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求等を行うことができる。また、この条例の対象とならなくとも、死者の名誉を傷つけるおそれ等がないよう死者に関する情報の漏えいなどを防止するため、適正な取扱いを図る必要がある。

3 特定個人情報

(3) 特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

【説明】

番号法第2条第8項では、特定個人情報を「個人番号（略）をその内容に含む個人情報をいう。」としており、番号法における個人情報とは、番号法第2条第3項において「行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。」としている。このことから、市が保有する個人情報のうち、番号利用法が適用される個人情報は、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であり、個人情報保護法第2条第1項の個人情報は「生存する個人の情報」であるので、本条例の個人情報と同様に特定個人情報には、死者の個人情報は含まれない。なお、個人番号のみであっても、個人番号により個人が特定されることから特定個人情報となる。

4 情報提供等記録

(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

【説明】

1 情報提供等記録も個人番号制度によるものであることから、番号法の該当条項を引用するものである。

2 情報提供等記録とは、個人番号を介して情報提供ネットワークシステム（番号法第2条第14項）を用いて行われる個人情報の提供に係る履歴であり、個人番号を含んでいるので、特定個人情報である。

5 審議会

(5) 審議会 田川市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成14年条例第11号）第1条に規定する田川市情報公開・個人情報保護審議会をいう。

【説明】

情報公開制度と個人情報保護制度は、住民の情報権の保障という点では共通のものであり、個人情報の取扱いとしては、その公開と保護という表裏一体のものであることから、情報公開条例及び個人情報保護条例の適正かつ円滑な運営を図るため、田川市情報公開・個人情報保護審議会を設置する。

6 電子計算組織

(6) 電子計算組織 中央処理装置並びに補助記憶装置及び入出力装置等一連の電子的機器より構成され、あらかじめ与えられた処理手順に従って自動的に事務処理を行う組織をいう。

【説明】

本号に規定する電子計算組織には、汎用コンピュータだけでなくパーソナル・コンピュータやワードプロセッサも含む。

7 事業者

(7) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

【説明】

1 「法人」とは、商法上の会社、民法上の公益法人その他の法人格を有するものをいい、「その他の団体」とは、法人ではないが、特定の目的のために多数人が集合したものを

いう。

- 2 「事業を営む個人」についても、事業の実施に伴って個人情報を取り扱うことが有り得ることから、本条例でいう「事業者」に含む。

8 情報

(8) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

【説明】

- 1 「職務上作成し、取得した」とは、実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、または取得したという趣旨である。
- 2 「電磁的記録」とは、磁気テープ、磁気ディスク、録音テープ、フロッピーディスク、光ディスク等をいう。
- 3 「実施機関が管理しているもの」には、保存期間が過ぎても廃棄がされずに事実上の管理状態にあるものも含まれる。
- 4 本号に規定する「情報」に記録された個人情報が第41条及び第42条に規定する罰則の対象となる。

第3条（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【説明】

1 第1項

「個人情報の保護を図るため必要な措置」とは、本条例に定める個人情報の適正な取扱いの確保に関する各規定のほか、運用状況の公表、職員及び市民等の意識啓発などをいう。

2 第2項

- (1) 「実施機関の職員」とは、一般職の職員（嘱託職員及び臨時職員を含む。）及び特別

職の職員をいう。

- (2) 職員の守秘義務については、地方公務員法第34条第1項において一般的な定めがされている。よって、地方公務員法が適用される一般職の職員については、本項は確認的規定となるが、同法が適用されない特別職については、本項の規定により創設的に個人情報に係る守秘義務を課せられたことになる。

第4条（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

【説明】

- 1 「必要な措置を講ずる」とは、本条例の趣旨を認識して、個人情報の保護に努めることをいう。
- 2 「個人情報の保護に関する市の施策」とは、本条例に規定する事業者に対する指導、勧告等を尊重することのほか、本条例に基づいて市が行う施策全般をいう。

第5条（市民の責務）

第5条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

【説明】

本制度を真に実効性のあるものとするためには、市及び事業者だけでなく、市民の理解が必要であり、市民においても、お互いのプライバシーを尊重し、個人情報を適切に保護するよう努めるとともに、この条例により保障された権利を正当に行使すること、及び個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならないことを定めたものである。

第2章 個人情報の収集

第6条（収集の原則）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。

(4) 個人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第4号に規定する場合において、個人情報を収集したときは、審議会にその事実を報告しなければならない。

5 本人又はその代理人による法令等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第2項の規定により収集されたものとみなす。

【説明】

実施機関が個人情報を取り扱う最初の段階である収集の時点において、収集する方法、収集できる範囲等の制限を規定することにより、個人情報の適正な取扱いを図る。

1 第1項

実施機関は、取り扱う事務の目的達成に必要な範囲内で個人情報の収集等を行い、必要な個人情報の収集を行ってはならない。

「個人情報を収集する」とは、個人情報を調査等により能動的に取得することのみならず、届出、申請、申告の受理、相談等により受動的に取得することを含む。

2 第2項

本人から直接個人情報を収集することにより、本人に対して収集の目的や理由を明らかにすることができ、また、第三者から収集するよりも正確な情報を得ることができる。

このことから、本人からの直接収集を収集の原則とし、第3項に該当する場合のみ例外として本人以外のものから収集することができるものとする。

3 第3項

(1) 本人の同意があるとき

本人以外からの個人情報の収集について、本人が同意している場合は、本人からの

収集に準じて考えられることから、本人収集原則の例外とする。

また、実施機関が行う事務の中には、事務の性質上明らかに本人の同意があると認められる場合があり、このような場合についても、すべて本人の明確な同意を義務づけることは、いたずらに行政事務の非効率化と煩雑さを増すだけでなく、市民等もその都度無用の負担を強いられることになる。よって、事務の流れその他の客観的な事実から本人の同意が明らかであると認められる場合は、本人の同意があるものとして取り扱うこととなる。

(2) 法令又は条例に定めがあるとき

法令（法律、政令、省令その他の命令をいう。）又は条例に基づいて個人情報収集するときは、当該法令等の目的達成の必要性から情報収集の手段を確保したものであり、その妥当性は当該法令等の制定の時点で判断されているといえることから、本人収集原則の例外とする。

法令等に本人以外からの収集を明記している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から判断して本人以外から収集することが予定されている場合も含む。具体的な事例としては、生活保護法第29条（調査の嘱託及び報告の請求）、児童手当法第28条（資料の提供等）、地方税法第20条の11（官公署等への協力要請）、公営住宅法第34条（収入状況の報告の請求等）がある。

(3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき

収集しようとする個人情報が出版、報道等により公にされている場合で、既に不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあるものについては、本人収集の原則の例外とする。

なお、公開の会議、講演会、説明会等における発表や登記簿等により何人も閲覧可能な状態になっているものは本号に該当する。

(4) 個人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき

ア 「個人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護」が必要となるのは、自然災害等による危険及び犯罪等による危険からこれらを保護する必要が生じた場合をいう。

イ 「緊急かつやむを得ない理由があるとき」とは、本人から収集する時間的余裕がなく、かつ、個人の利益保護のためであることが客観的に認められる場合をいう。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上

の必要があると認めるとき

法令等に定めはないが、正当な行政執行に関連して、その権限の範囲内で行なわれているものであって、所掌する事務の目的達成のために個人情報の収集が避けられない場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴いて、その可否を決定することになる。

4 第4項

個人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由により本人以外から個人情報を収集したときにおいても、その事実を審議会に報告することを義務づけることにより、収集の必要性及び収集内容についての判断が恣意的にならないようにすることを目的とする。

5 第5項

本人又は代理人による申請及び届出行為については、本条第2項の規定により収集したものとみなすことを定めたものである。これは、申請行為等は本人の意思に基づいて自発的に行うものであることから、収集目的を明らかにしなくても、これを了解しているものとみなし、また、代理人による申請行為は、直接本人から収集したものとみなすものである。

第7条（収集禁止事項）

第7条 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が審議会の意見を聴いて、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる事項に関する個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があると認めるとき。

【説明】

個人情報の中には、第三者に知られることにより、本人が不安や精神的苦痛を感じるこ
ととなる情報がある。どのような情報が該当するかは、本来、各人により差異が生じると
ころではあるが、他の個人情報よりも慎重な取扱いが必要であると思われるものを収集禁
止事項として本条に定める。

1 第1項

- (1) 「思想、信条及び宗教に関する事項」とは、支持政党名、倫理観、信仰する宗教等
に関するものをいう。
- (2) 「差別の原因となる社会的身分に関する事項」とは、人種、門地その他の情報であ
って、差別を生む原因となる事実に関するものをいう。
- (3) 「犯罪に関する事項」とは、犯罪歴、刑に処せられた事実の有無等に関するもの
をいう。

2 第2項

前項に規定する収集禁止事項を例外として収集できることを認めたものである。

- (1) 法令等に定めがあるとき

第6条（収集の原則）【説明】3(2)と同様の趣旨による。例えば、公職選挙法第11
条第3項（成年被後見人又は受刑者の本籍地市長からの通知）、同法第86条（所属政
党などの名称を記載した立候補の届出書）、地方公務員法第16条（職員採用の際の欠
格情報）などが考えられる。

- (2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上の
必要があると認めるとき

法令等に定めはないが、正当な行政執行に関連して、その権限の範囲内で行なわれ
ているものであって、所掌する事務の目的達成のためには、収集禁止事項である個人
情報の収集が避けられない場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴いて、その
可否を決定することになる。

第8条（個人情報取扱事務の届出）

第8条 実施機関は、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、
記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で記録された個人情報を取り扱う
事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次
の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の項目

(5) 個人情報の収集の方法及び時期

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の届出に係る個人情報取扱事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務を開始し、又は変更した日以後において前2項の届出をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該届出をしなければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表し、及び閲覧に供するものとする。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

【説明】

本条に規定する個人情報を取り扱う事務の開始、変更及び廃止に伴う手続について定める。個人情報を取り扱う事務の名称、目的等について、実施機関が市長に届出を行い、市長がこれを公表することにより、個人にとっては、実施機関がどのような個人情報を収集しているかを知ることができ、開示の請求をはじめとする自己情報への適切な関与を行うための手掛かりとなり、実施機関にとっては、個人情報の収集の必要性や収集範囲の確認を行うことができる。

1 第1項

第6条第1項の規定により個人情報を取り扱う事務の目的を明確にする具体的手段として、本項及び第2項の届出を行うものとする。

なお、市長への届出を必要とする事務は、本項に規定する要件に該当する名簿、台帳、一覧表等の形式により個人情報を取り扱う事務に限定されるが、その他の事務については、届出は必要ないものの、取り扱う個人情報が保護の対象となることには変わりはなく、第6条に規定する「収集の原則」をはじめとする他の規定の対象となるものである。

2 第3項

「緊急かつやむを得ない理由があるとき」については、第6条【説明】3(4)イに同じ。

3 第4項

公表の方法については、告示による旨規則で定める。

4 第5項

第1項に規定する個人情報とは、各個人情報が集められた状態で、しかも検索し得る状態にあることから、漏えい等の防止を特に必要とする情報でもある。よって、これらの情報を取り扱う事務を開始するに当たっては、特に個人情報保護の認識を持つ必要があることから、審議会への報告を義務づけるものである。

第3章 個人情報の管理

第9条（適正管理の原則）

第9条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、個人情報の管理が必要でなくなったときは、速やかにこれを消去しなければならない。

【説明】

個人情報は、その内容が不正確なまま利用されると、個人に対して誤った処分がなされたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、また、第7条に規定する収集禁止事項を同条第2項の規定により例外的に収集したときの当該情報については、正確性を欠くことにより、人権問題に及ぶことも考えられる。よって、これらの情報を含め、実施機関が収集した本条例に定める個人情報の適正な管理及び安全保護について定める。

1 第1項

- (1) 「正確かつ最新」とは、収集の時点はもちろん、利用しようとする時点においても、正確であり、かつ、最新であることをいう。ただし、過去の特定時点における情報については、これを修正する必要はない。(例 平成〇年度〇〇名簿、□□名簿(平成〇年□月□日現在等))
- (2) 万一、個人情報のずさんな取扱いにより、漏えいや改ざん等が行われた場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなるため、個人情報が漏えい、滅失

又は毀損の危険にさらされることのないよう、実施機関は、安全確保の措置を講ずる義務が課されている。

2 第2項

実施機関が行う個人情報の収集は、第6条第1項の規定により「必要な範囲内」で行われるべきであることから、個人情報の管理が必要でなくなったときは、当然速やかにこれを消去しなければならない。ただし、「管理が必要」である期間は、各情報（文書）の保存年限を指すこととなるため、これらの廃棄に伴い消去されることとなる。

第4章 個人情報の利用

第10条（目的外利用又は外部提供の制限）

第10条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的の範囲を超えて利用（実施機関以外のものに行う提供を除く。以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (4) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供するとき。
- (6) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、法令の定める事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があると認めるとき。

3 実施機関は、第8条の規定により届出があった個人情報取扱事務について、前項の規定により目的外利用又は外部提供をしようとするときは、規則に定める事項を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。

5 実施機関は、第2項第3号に規定する場合において、目的外利用又は外部提供をしたときは、その事実を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【説明】

実施機関が個人情報を収集したときの目的を超えて本市の実施機関内で個人情報を利用するとき、及び本市の実施機関以外のものに提供するときの制限事項等について定める。

1 第1項

(1) 収集した個人情報は、第6条第1項の規定により明確にした事務の目的の範囲内で利用すべきであるため、この範囲を超えた利用は、原則として、禁止する。

(2) 「目的外利用」とは、収集した個人情報を第6条第1項の規定により明確にした事務の目的の範囲を超えて、本市の実施機関内（当初、当該個人情報を収集した実施機関以外の実施機関を含む。）において利用することをいう。

(3) 「外部提供」とは、収集した個人情報を本市の実施機関以外のものに提供することをいう。なお、実施機関が個人情報を取り扱う業務を委託し、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるに当たって、委託先又は指定管理者に当該業務に係る個人情報を提供する場合は、事業実施主体又は公の施設の設置者が実施機関であり、委託先は実施機関に代わって業務を遂行し、又は指定管理者は、実施機関の公の施設の管理の権限を代行するものであるとともに、条例第31条及び第33条で実施機関に委託先又は指定管理者に対する当該業務で取り扱う個人情報の監督義務が課せられていることから、本条にいう「外部提供」には該当しないものとする。

2 第2項

(1) 法令又は条例の定めにより、又は市民の利便性や市が行う事務の省力性・迅速性を勘案し、本人から直接収集せずに、既に収集している個人情報を事務の目的を超えて利用できる場合について例外的に定める。

(2) 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」とは、目的外に利用・提供さ

れることについて、事前に文書又は口頭により本人が同意している場合、又は客観的事実から同意していることが明らかである場合をいう。この場合、本人が使用目的、提供先等を限定した上で同意したときは、その同意の範囲内に限られるものである。なお、申請書等の記入要領等にあらかじめ使用目的、提供先等が記載されている場合は、本人の反対の意思表示のない限り、本号に該当するものとして取り扱うものとする。

又、本人に提供するときとは、本人から相談を受けた場合に本人に関する情報を提供する場合又は、本人の意思にかかわらず、実施機関が一方的に本人に提供する場合等をいい、開示請求に対する情報開示は含まれない。

(3) 第2号及び第3号については、第6条(収集の原則)【説明】3と同様の趣旨による。

なお、外部提供について「法令等に定めがあるとき」とは、法令等の定めにより外部提供することが義務付けられている場合と、法令等の根拠を有する照会等に対して回答する場合がある。外部提供が義務付けられている具体例としては、地方税法第317条(市町村による所得の計算の税務署長への通知)、相続税法第58条(市町村長等の税務署長への通知)、住民基本台帳法第15条第2項(記載事項の他市町村選挙管理委員会への通知)、刑事訴訟法第99条第2項(証拠物等の提出命令)などがある。

また、法令の規定に基づく照会、提出要求、質問などについては、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて慎重に判断する必要がある。このような照会等については、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情から判断して、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときは、回答することができる。

しかし、安易に回答するのではなく、個別事案の内容ごとに提供することによる相手方の利益と提供されないことによる本人の利益とを比較衡量することとし、国や他の自治体等からの照会であっても、回答を拒むべき場合もあるので、提供先、提供する個人情報の内容、利用目的などを総合的に検討し、慎重に判断しなければならない。

法令等の根拠を有する照会等に対して回答する場合の具体例としては、民事訴訟法第186条(裁判所からの調査、文書送付の囑託)、刑事訴訟法第279条(裁判所からの照会)、弁護士法第23条の2第2項(弁護士からの請求)、公営住宅法第34条(収入状況の報告請求)などがある。

- (4) 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」とは、叙勲等の選考のために本人の業績に関する情報を提供したり、本人が人事不省になり、緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の血液型、体質、既往症等の情報を医者に提供する場合等である。
- (5) 「専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供するとき」とは、一般に、統計作成や学術研究の目的などに利用される個人情報、個人情報を利用する者や提供を受けた者が限られた目的の範囲内で利用し、また、公益性が高いと認められることから、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合には、認められるものである。
- (6) 「同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、法令の定める事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があるとき」とは、実施機関が事務を行う場合は、個人の権利利益の保護に十分留意して行わなければならない。ただし、「相当な理由」には、客観的合理性（誰でも納得できる客観的理由）がなければならない。「相当な理由」があるかどうかは、情報の内容や、当該情報が目的外に利用・提供される目的などを勘案して、個別に判断されることとなる。

なお、目的外利用又は外部提供において、個人の権利利益を不当に侵害する可能性を考慮して、本人の同意を得るなど慎重に対処することが望ましい。

3 第3項及び第4項

第8条に規定する個人情報取扱事務の届出は、個人情報の収集目的等を明確にするためのものであり、これら届出に係る個人情報を収集したときの目的の範囲を超えて利用するときは、当然のことながら、新たに目的を明確にする必要があるため、これを公表するものとする。

4 第5項

第6条（収集の原則）【説明】4と同様の趣旨による。

5 第6項

- (1) 実施機関が他の実施機関以外のものに個人情報を提供する場合にあっては、提供先には本条例の規定が及ばないことから、個人の権利利益を保護するため、提供先に対

して必要な措置を講ずることを求めることとしたものである。

- (2) 「必要があると認めるとき」とは、提供する個人情報の内容、提出先における使用目的及び使用方法などを考慮して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいう。
- (3) 「その他の必要な制限」とは、再提供の禁止、取扱者の限定、使用期間の制限、使用状況の報告など使用に係る必要な制限をいう。
- (4) 「必要な措置」とは、適切な取扱いを講ずるために適正な管理方法の確立、内部管理体制の整備、取扱者の研修等、毀損、紛失、漏えい等の防止措置を行うことをいう。
- (5) 措置要求を行うかどうかは、実施機関が個別に判断することになるが、提供を受けるものの管理体制を確認することが困難な場合は、提供を求められた個人情報の内容、提供先の利用目的・方法・期間、管理体制等について書面で報告を求めるなどの対応が必要である。また、提供を行った実施機関は、必要に応じて提供先に措置要求を行った事項の報告を求め、その状況を把握し、遵守されていない状況が認められた場合には、提供した個人情報の返還及びその後の提供の停止を行う等の厳格な運用が望まれる。

第10条の2（特定個人情報の目的外利用の制限）

第10条の2 実施機関は、特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を目的外利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を目的外利用することができる。ただし、特定個人情報を目的外利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【説明】

- 1 番号法の制定を受けて、特定個人情報の目的外利用に制限を設けたものである。
- 2 第2項の「人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護」とは、自然災害等による危険及び犯罪等による危険からこれらを保護する必要性が生じた場合をいう。
- 3 第2項の「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、例えば認知症等により本人の意思を確認することが困難であるとき等をいう。

第10条の3（情報提供等記録の目的外利用の制限）

第10条の3 実施機関は、情報提供等記録を目的外利用してはならない。

【説明】

情報提供等記録については、目的外利用を認める必要性がないことから、目的外利用は認めないこととする。

第10条の4（特定個人情報の外部提供の制限）

第10条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を外部提供してはならない。

【説明】

特定個人情報の提供は、番号法第19条に規定されており、改めて条例において定めたものであり、自由に提供できるものではない。

第5章 電子計算組織による処理

第11条（電子計算組織への記録禁止事項）

第11条 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。

- (1) 第7条第1項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が電子計算組織に記録すべきでないとした事項

【説明】

- 1 大量の情報を比較的容易に利用することができ、又は瞬時に流通させることができるコンピュータの優れた特性は、仮に情報の取扱いを誤った場合には、大量の情報の漏えいや間違った個人情報が伝達される等の問題を生じることとなる。このため、第2条第1項第4号に規定する電子計算組織により個人情報を処理する場合には、他の情報処理手段よりも特に制限を加えて、個人情報を保護しようとするものである。
- 2 本条に違反して記録された個人情報は、第15条の規定により、消去の請求の対象となる。

第12条（電子計算組織の結合の禁止）

第12条 実施機関は、個人情報処理するため、市の電子計算組織と市以外のものが

管理する電子計算組織とを通信回線により結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。

【説明】

個人情報の保護を図るため、市の電子計算組織と市以外のものが管理する電子計算組織との結合を原則として禁止する。

1 本条において禁止しているのは、「個人情報処理するため」の結合であり、個人情報の処理を目的としない一般的な行政情報の処理のための結合は禁止していない。ただし、結合して処理される情報が主に一般的な行政情報であっても、その一部に個人情報が含まれていないか慎重な検討を必要とする。

2 第2号は、第6条（収集の原則）【説明】3(5)と同様の趣旨であり、「個人情報について必要な保護措置が講じられている」とは、次の要件が挙げられる。

(1) 個人情報保護のための規定が定められていること。

(2) アクセス制限、情報の内容の暗号化による漏えいの防止策など技術的な安全確保の措置が講じられていること。

第6章 自己情報の本人開示及び訂正等

第13条（開示の請求）

第13条 何人も、実施機関に対し、実施機関が管理している自己情報（個人情報に該当しない特定個人情報に係る自己情報を含む。以下次条、第15条、第17条第1項第2号、第23条、第24条、第25条第1項及び第27条において同じ。）の開示を請求することができる。

【説明】

1 従来、プライバシーの概念は「一人にしておいてもらう権利」又は「私事をみだりに公表されない権利」という消極的・受動的なものとして理解されてきたが、近年の高度情報化社会の到来により、自分自身に関する情報が不当に利用されることのないよう「自

己情報の流れをコントロールする権利」という積極的・能動的なものとして理解されるに至っている。

このため、自己情報が実施機関においてどのような形で存在し、利用されているかを知り、その情報を自分でコントロール（関与、支配）できることが必要であるとの考え方から自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止について、本条例上の権利として定めたものである。

- 2 「何人も」とは、個人であり、外国人も含むものである。（法人は含まない。）
- 3 「実施機関が管理している」とは、実施機関において、個人情報収集されてから消去されるまでの状態をいう。

第14条（訂正の請求）

第14条 何人も、実施機関が管理している自己情報（開示決定に基づき開示を受けた個人情報に限る。次条及び第16条において同じ。）について、事実に関する部分に誤りがあるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

【説明】

「訂正を請求することができる」情報は、開示決定に基づき開示を受けた個人情報のうち、住所、氏名、生年月日等記録者の主観が入ることのない客観的事実に限るものとする。したがって、評価、判定、診断、選考等の情報のうち、価値判断に関する情報は、訂正の請求対象とならない。

第15条（消去の請求）

第15条 何人も、第6条第1項から第3項まで、第7条若しくは第11条の規定に反し、又は第8条の規定によることなく自己情報が収集されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の消去を請求することができる。

【説明】

本条例では、収集の原則（第6条）をはじめ個人情報の取扱いに関していくつかの規制を定めている。これらの規制に反して収集された個人情報は、原則として、その利用はもちろん保有自体を認められないものであり、これらの収集規制をより実効性のあるものとするために、本条において、当該自己情報の消去を請求する権利を保障する。

第16条（利用中止の請求）

第16条 何人も、第10条第2項の規定によることなく自己情報（特定個人情報に係る自己情報を除く。）の目的外利用又は外部提供が行われていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用中止」という。）を請求することができる。

【説明】

第10条の規定に反して目的外利用又は外部提供が行われた場合、個人に回復困難な不利益を与えるなどの危険が生じる。このため、第10条第2項の規定によることなく自己情報の目的外利用又は外部提供が行われていると認めるときは、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求できることを定める。

第16条の2（特定個人情報の利用中止の請求）

第16条の2 何人も、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該特定個人情報に係る自己情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。 当該特定個人情報に係る自己情報の利用中止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。 当該特定個人情報に係る自己情報の提供の停止

【説明】

第10条の2の規定に反して目的外利用が行われた場合、個人に回復困難な不利益を与えるなどの危険が生じる。このため、第10条の2第2項の規定によることなく特定個人情報の目的外利用が行われていると認めるときは、当該特定個人情報の目的外利用の中止を請求できることを定める。

第17条（請求の方法）

第17条 請求等（第13条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）、第14条の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）、第15条の規定による消去の請求（以下「消去請求」という。）又は前2条の規定による利用中止の請求（以

下「利用中止請求」という。)をいう。以下同じ。)をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下同じ。）その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則に定める場合における代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって請求等を行うことができる。
- 3 請求等をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該請求等に係る情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類のうち規則で定めるものを提示し、又は当該書類の写しを提出しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求等をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【説明】

1 第1項

- (1) 開示の請求、訂正の請求、消去の請求又は利用中止の請求は、自己情報の開示等の可否の決定という行政処分を法的に求める申請行為であり、本人の意思に基づく請求が存在したことを確認できることが必要であるため、請求書による申請を必要とする。
- (2) 郵送又はファクシミリによる請求は、本人確認が十分にできないため認められない。

2 第2項

自己情報の開示請求は、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、広く代理請求を認めることは、個人情報の保護に欠けるおそれがある。しかし、未成年者や成年被後見人は、本人が開示請求を行うことが困難な場合があることから、法定代理人による代理請求を認めるものである。

「規則に定める場合」としては、次のような場合が考えられる。

- (1) 任意後見契約が締結されている場合において、その効力が生じているとき
- (2) 負傷又は疾病による入院、外国出張、身体障害等の理由により、本人が請求手続を

行うことが著しく困難であると認められるとき

3 第3項

「規則で定めるもの」は、運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証、住民基本台帳カードその他これらに準ずる書類とする。

4 第4項

「形式上の不備」とは、請求者の住所、氏名等が記載されていない場合や開示の請求に係る自己情報を特定するために必要な事項についての記載が不十分である場合など、請求書が条例及び規則に定められた要件を満たしていないことが外形上明らかであることという。

第18条（個人情報の開示義務）

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

【説明】

本条は、自己に係る個人情報等の開示請求に対して、実施機関がこれに応じる義務を定めている。しかし、一方で本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があり、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。このため、開示しないことに合理的な理由がある非開示情報を具体的に明記することにより、開示義務の範囲を定めたものである。ただし、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる場合には、残りの部分を開示する仕組みが用意されている（第23条）。

1 法令秘情報

(1) 法令の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

【説明】

法令等又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている個人情報については、この制度においても開示することができないことを定めたものである。法令等の趣旨、目的からみて、明らかに不開示の旨が定められているもののほか、明らかに非開示とは定められていないが、社会通念上、適正に

解釈すると開示できないものも含まれる。

本号に該当する情報が含まれていると考えられる情報の例としては、行政手続法（平成5年法律第88号）第20条第6項に基づく聴聞の期日における審理に関する情報又は田川市人事諮問委員会規則（昭和27年規則第2号）第7条に基づく答申書などがある。

2 開示請求者以外の個人情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【説明】

1 開示請求者本人に関する個人情報に開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報が含まれている場合において、請求者に開示することにより、他の個人の正当な利益を損なうと認められる情報について定めたものである。たとえば、一つの起案文書で複数人の個人情報が取り扱われている場合に、その中の一個人が当該起案文書を請求したときには、その他の個人については第三者となる。また、近隣の住民についての苦情が記載された文書を当該近隣住民が自己情報として請求した場合には、苦情を申し出ている個人が第

三者となる。

2 「職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名をいう。

3 「当該職務の遂行に係る情報」とは、公務員がその機関の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、公務員の住所、電話番号、学歴、健康状態等明らかに個人に関する情報であるものや、勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員としての身分の取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

3 事業情報

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【説明】

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を保護するための規定であり、事業者に関する情報が含まれている個人情報で、当該情報を開示することによって当該事業者の競争上の利益を損なうと認められる情報について定めたものである。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は除かれる。

(1) 「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは、法令又は社会通念に照らして事業者が有すると考えられる利益が損なわれることをいう。開示することにより事業者の正当な利益を損なう情報としては、例えば技術開発・営業経営上のノウハウ、内部管理上の情報、信用・評価にかかる情報で開示することにより、当該事業者が競争上不利になったり、社会的評価の低下となるもののほか、社会通念上、法人等の内部事項とされる情報で、開示することが法人等に対する不当な干渉と認められるものなどが考えられる。

(2) 開示しないとの条件の下に任意に行政機関に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められるものに限り、非開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

4 個人の生命、健康等情報

(4) 人の生命、身体又は財産の保護その他市民生活の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるもの

【説明】

開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるものは非開示とする趣旨であり、次のようなものをいう。

(1) 「人の生命、身体又は財産の保護に支障が生ずる」とは、開示することにより、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者、告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合などをいう。

(2) 「その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生ずる」とは、開示することにより、市民生活の安全に対する障害が発生したり、社会通念に照らし著しく妥当性を欠き、また、社会的差別を助長するような結果が生ずるおそれのあるもので、市行政としてその発生を防止しなければならないと認められるものをいう。

5 行政内部情報

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

【説明】

事務事業に係る実施機関としての意思形成の過程において、当該事務事業の個別の事案に係る決裁等が終了していても、一定の意思決定が得られていない情報であるために、開示することにより市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関し、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるものを定めたものである。

「意思決定に著しい支障を生ずるおそれのある」とは、適正な意思決定を確保すること

が著しく困難になる可能性が客観的に認められることをいい、次のような場合が考えられる。

- (1) 機関内部において検討中の案、精度の不十分な調査資料等で、開示することにより、誤解や混乱を招くおそれのある場合
- (2) 調査、研究等の内容・結果、統一的に公表する必要のある事業計画、検討案等で開示することにより、開示を受けた者に不当な利益を与えるおそれのある場合
- (3) 機関内部の各種の会議、意見交換等の記録で、開示することにより、構成員等の自由な討議、意見交換が妨げられるおそれのある場合
- (4) 事務事業の企画、検討等のために必要な調整、協議等に関する情報で、開示することにより、今後の企画、検討等に必要な情報が得られなくなるおそれのある場合
- (5) その他開示することにより、事務事業に係る意思決定に著しい支障を生ずるおそれのある場合

本号に該当する情報が含まれると考えられる情報の例としては、各種表彰候補者の選考に関する検討資料や選考調書、生活保護の決定に関する調書類などがある。

6 行政運営情報

- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【説明】

市又は国等が行う取締り、監査、検査、試験、入札、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報について、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損なうおそれのあるもの、又は公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるものを定めたものであり、次のようなものをいう。

- (1) 開示することにより、当該事務事業を実施する目的を損なうおそれのあるもの（試験問題など）
- (2) 開示することにより、当該事務事業と同種の事務事業の将来における公正かつ適正な執行を損なうおそれのあるもの（立入検査実施計画書など）
- (3) 開示することにより、特定の者に不当な利益を与えたり、公益を損なうおそれのあるもの（用地買収計画書など）
- (4) 開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの（職員勤務評定記録など）

7 評価判断等情報

- (7) 診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

【説明】

診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務の適切な執行を確保するための規定であり、これらの事務の性格に着目し、これらの事務に関する情報で、開示することにより、当該事務の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれのある情報について定めたものである。具体的には、次のようなものが該当する可能性がある。

- (1) 指導要録等個人の学力、資質、能力等の向上又は改善を目的として教育的その他の専門的見地から行う指導上の方針、方向、内容、所見等を記録したもの
- (2) 各種カルテ、医師の意見書等個人の疾病、健康状態等について専門的見地から行う診察、検査、評価、判定等の内容を記録したもの
- (3) 面接関係書類、健康管理記録等個人の資質、適格性等について調査、観察等を行い、その結果に基づき評定した内容を記録したもの
- (4) 面接関係書類等特定の職業、地位等に就く者を選考するに当たって、個人の能力、資質、資格等を調査し、その結果に基づき選考した内容を記録したもの
- (5) 個人の知識、能力、性格、功績等について専門的見地から、あるいは一定の基準等

により審査、試験、調査等を行い、その結果に基づき判断した内容を記録したものの
本号に該当する情報の例としては、精神障害者関係記録、採用試験における面接者の心
証等、カルテ・医師の意見書等、児童相談所が作成する児童相談記録などがある。

8 未成年者又は成年被後見人の正当な利益を害する情報

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人から開示請求がなされた場合であって、開
示することにより、当該未成年者又は当該成年被後見人(特定個人情報にあっては、当
該未成年者、当該成年被後見人又は当該本人)の正当な利益を害するおそれがある情報

【説明】

本条例は、第17条第2項において未成年者又は成年被後見人が自ら開示請求をするこ
とが困難な場合、法定代理人による開示請求を認めているが、未成年者又は成年被後見人
に代わって法定代理人が行った開示請求に係る個人情報について、開示することにより、
当該個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがある情
報が含まれている個人情報については、開示しないことを定めたものである。

(1) 「当該未成年者又は当該成年被後見人の正当な利益を害するおそれがある情報」と
は、当該個人情報の性質、開示に至る状況や経過などから客観的に判断して、未成年
者又は成年被後見人と法定代理人との利益が相反するおそれがある情報をいう。その
例としては、法定代理人から虐待を受けている未成年者の児童相談記録、調査記録及
び一時保護した児童の状況等の記録などがある。

(2) 「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかの判断は、当該個人情報の性質、開
示に至る状況や経過などを総合的に勘案し、客観的に判断するものである。

第19条（個人情報の訂正義務）

第19条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると
認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、当
該個人情報の訂正をしなければならない。

【説明】

1 訂正請求があった場合は、必要に応じて訂正請求者が提出し、又は提示した訂正を求
める内容が事実と合致することを証する書類等を基に、訂正請求者が訂正を求めている
内容が事実と合致しているかどうかなどについて調査を行ったうえで、当該訂正請求に
理由があると認めるときは、当該個人情報の訂正をしなければならない。

2 過去の一定時点の事実を保存しておくことが利用目的である場合には、過去の事実を現時点における最新の事実にする必要がないなど、事実の正誤は利用目的にもよることから、訂正の必要な範囲を「目的を達成するために必要な範囲内」に限定している。したがって、訂正請求に係る個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

第20条（個人情報の提供先への通知）

第20条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【説明】

個人情報の訂正が実施された場合、当該個人情報が提供されている場合には、提供先において、事実と異なる個人情報が利用され続けるおそれがある。したがって、個人情報の提供先に訂正を実施した旨の通知を行うことが必要である。ただし、常に通知を義務付けているわけではなく、必要があると認めるときに行うものである。

第20条の2（情報提供等記録の提供先への通知）

第20条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【説明】

「必要があると認めるとき」とは、訂正決定の前に当該保有個人情報と同一の保有個人情報の提供を受けた者が誤ったままの個人情報を使うことにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとき等をいう。

第21条（個人情報の消去義務）

第21条 実施機関は、消去請求があった場合において、当該消去請求に理由があると認める場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で当該個人情報を消去しなければならない。

【説明】

- 1 本条は、消去請求があり、その消去請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で消去請求に係る個人情報の消去をしなければならない義務について定めたものである。
- 2 不適切な取扱いが部分的である場合は、その部分のみを消去すればよく、正当な部分についてまで消去する必要はない。

第22条（個人情報の利用中止義務）

第22条 実施機関は、利用中止請求があった場合において、当該利用中止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用中止請求に係る個人情報の利用中止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用中止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【説明】

- 1 本条は、利用中止請求があり、その利用中止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用中止請求に係る個人情報の利用中止をしなければならない義務について定めたものである。
- 2 不適切な取扱いが部分的である場合は、その部分のみを利用停止すればよく、正当な部分についてまで利用中止する必要はない。

第23条（部分開示及び時限開示）

第23条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に非開示情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該非開示情報の部分を容易かつ請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、開示しなければならない。

2 実施機関は、第18条各号のいずれかに該当する自己情報であっても、期間の経過により開示をしない理由がなくなったときは、当該自己情報を開示しなければならない。

【説明】

開示の請求に係る自己情報が第18条各号のいずれかに該当する自己情報であっても、

当該部分を除いて開示できる場合は、部分開示するものとする。ただし、当該部分を除くことにより、請求者の必要とする自己情報でなくなるときは、たとえ部分開示を行っても請求の趣旨を損なうことになるため、当該情報は非開示とするものとする。

第24条（情報の存否に関する情報）

第24条 自己情報の開示の請求に対し、当該請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

【説明】

- 1 開示の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、第18条各号のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を定める。
- 2 「非開示情報を開示することとなるとき」とは、第18条各号の規定により保護されるべき公益が害されることとなるときをいう。

第25条（請求に対する決定及び通知）

第25条 実施機関は、第17条に規定する請求等があったときは、次に掲げる期間内に請求等に係る可否（第24条の規定により開示の請求を拒否するとき、及び開示の請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）の決定（以下「決定」という。）をし、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。ただし、第17条第4項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 開示請求 当該請求があつた日から起算して14日以内

(2) 訂正請求、消去請求及び利用中止請求 当該請求があつた日から起算して30日以内

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に決定をすることができないときは、次に掲げる期間を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

(1) 開示請求 当該請求があつた日から起算して30日以内

(2) 訂正請求、消去請求及び利用中止請求 当該請求があった日から起算して60日以内

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

【説明】

1 第1項

請求者に通知する書面の様式は、規則で定めることとし、請求に対する開示、訂正、消去又は利用中止をしない旨の決定を行う場合の当該決定に係る通知については、その理由を当該通知に記載するものとする。開示等をしない旨の決定が一時的なものでその理由がなくなる時期が明らかであるときは、その時期についても、同様に記載するものとする。

2 第2項

「やむを得ない理由」とは、次の場合をいう。

(1) 災害の復旧作業等のため事務が行えない場合

(2) 一時的に膨大な請求が出され、期間内に処理できない場合

3 第3項

(1) 開示請求に対する開示等の決定期限について、原則14日以内、例外30日以内のさらに特例として定めたものである。

(2) 本項の適用については、請求に係る情報が著しく大量であるため、これを処理することにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合にのみ行うものであり、本条第2項の「やむを得ない理由」による場合は本項を適用してはならない。

第26条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第26条 開示請求に係る個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地

方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第29条及び第30条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第18条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第28条第3項及び第29条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【説明】

開示請求のあった個人情報に、開示請求者以外の第三者の情報が含まれている場合に、開示決定に際して、その第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。

(1) 第1項

開示請求があった個人情報に第三者の情報が含まれている場合に、実施機関が開示・非開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聴くことは有意義であることから、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとしている。

(2) 第2項

また、非開示情報に該当するにもかかわらず、①個人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために開示することが必要であると認められるもの（第18条第2号ロ）、②法人等情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示すること

が必要であると認められるもの（第18条第3号ただし書き）であるという理由により開示しようとするときには、当該第三者に意見書の提出の機会を与えなければならない。

(3) 第3項

当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間を少なくとも2週間以上空けて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保して、第三者の権利利益の保護を図るものである。

第27条（開示の方法）

第27条 自己情報の開示は、実施機関が第25条第1項の規定による通知により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示を受ける者は、実施機関に対し、自己が当該開示の請求に係る情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類のうち規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

2 自己情報の開示は、閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。この場合において、自己情報の記録媒体の種類、性質及び状態に応じた開示の方法は、規則で定める。

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示することができる。

【説明】

1 第1項

本人又は代理人であることの確認は、開示請求時だけでなく開示実施時においても行う。

2 第2項

規則で定める開示の方法は、概ね次のとおりとするが、情報化の進展状況により改正を行うものとする。

(1) 文書、図面等 閲覧又は写しの交付

(2) 写真、フィルム等 視聴

(3) 磁気テープ等で紙に出力できるもの 出力したものの閲覧又は写しの交付

第28条（審査請求）

第28条 請求者は、開示決定等、訂正決定等、消去決定等、利用中止決定等又は開示請求、訂正請求、消去請求若しくは利用中止請求に係る不作為に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、田川市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとする場合

(4) 裁決で、審査請求に係る消去決定等（消去請求の全部を容認して消去をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る消去請求の全部を容認して消去することとするとき。

(5) 裁決で、審査請求に係る利用中止決定等（利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用中止請求の全部を容認して利用中止することとするとき。

【説明】

本条は、開示決定等、訂正決定等、消去決定等、利用中止決定等又は開示請求、訂正請求、消去請求若しくは利用中止請求に係る不作為について、審査請求があった場合の救済手続を定めたものである。

1 実施機関の行った決定又は不作為に対し不服がある場合又は第三者に関する情報を含む個人情報について開示決定がされた場合の第三者の救済制度としては、他に行政事件

訴訟法に基づく提訴があり、いずれの方法によるかは、請求者が選択できる。また、本条に規定する審査請求を行った後、又は審査請求をせずに行政事件訴訟法による提訴を行うことも可能である。

- 2 審査庁は、審理の公正性及び透明性を確保するために、原則として処分に關与していない者を審理員に指名しなければならないが、制度的に審理の公正性及び透明性が担保されている場合には、審理員の指名をせずに審査手続きを行うことができる（行政不服審査法第9条第1項ただし書）。本条第2項では、当該審査請求について、田川市情報公開・個人情報保護審議会の諮問を経ることによる公正かつ慎重な審理が担保されているため、条例で特別の定めを設けるものである。

なお、田川市情報公開・個人情報保護審議会において審理されるため、田川市行政不服審査会による審査は不要となる。

- 3 実施機関は、審議会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求人不適格、審査請求の法定期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）等の要件不備が明らかであることをいう。
- (2) 開示決定等、訂正決定等、消去決定等又は利用中止決定等に関する裁決で、審査請求の全部を容認する場合は、田川市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することなく、情報の全てを開示、訂正、消去又は利用中止することができる。

第29条（諮問をした旨の通知）

第29条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者、消去請求者又は利用中止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【説明】

- (1) 審査請求を行った者にとって、いつ諮問がなされたかは重要な関心事であるため諮

問時期が審査請求人等に明確にされる必要がある。

- (2) 諮問の通知を行わなければならないのは、審査請求人及び参加人のほか、参加人となりうるものが明確な利害関係者（開示、訂正、消去又は利用中止請求者及び審査請求に係る開示決定等について反対意見を提出した第三者）に対してである。

第30条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第30条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【説明】

- 1 本条は、第三者に関する情報が記載されている自己情報の開示決定に対する当該第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は開示決定等を変更して当該開示決定等に係る個人情報を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。
- 2 審査請求に対する裁決と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置くこと等により、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障しようとする趣旨である。

第7章 事業者への規制

第31条（受託者に対する措置）

第31条 実施機関は、個人情報に係る業務の処理を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託を受ける者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

【説明】

- 1 市が実施機関以外の者に委託する業務のうち、個人情報の処理に係るものについては、市の外部へ個人情報を渡すこととなるので、その取扱いには特に配慮を講ずる必要がある。

る。

- 2 「個人情報保護のために必要な措置」については、個人情報に係る業務の処理を委託するに当たっては、法令等に定める場合を除いて、当該契約書に個人情報の保護について必要な事項を明記することとする。(例 個人情報の目的外の使用又は提供の禁止に関する事、義務違反を行った場合の契約解除、損害賠償等の措置に関する事等)

第32条 (受託者の責務)

第32条 受託者は、実施機関から委託された業務の処理に当たって、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該処理業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

【説明】

1 第1項

受託者は、第9条に規定する適正管理の原則について、必要な措置を講じる責務を負う。この場合の受託者が負う責務は、主に第9条第1項第2号に関するものである。

2 第2項

受託者又は過去に受託者であった者は、実施機関から委託された業務の処理に関して知り得た個人情報について守秘義務を負うものとする。

第33条 (指定管理者に対する措置等)

第33条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第42条において同じ。）に公の施設の管理を行わせる場合は、当該公の施設の管理業務に伴い取り扱うこととなる個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の管理業務の実施に当たり、当該公の施設の管理業務に伴い取り扱うこととなる個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者又は従事していた者は、当

該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【説明】

指定管理者の取り扱う個人情報は、その管理する公の施設の設置者である実施機関に安全確保の義務があり、同時に指定管理者を監督する義務がある。しかし、指定管理者についても受託者と同様の措置をとる必要があるため本条を定めたものである。

第34条（事業者に対する指導、勧告等）

- 第34条 市長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為を行っているとき、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。
- 2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、事業者に対し、意見陳述の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

【説明】

民間部門においても、情報化社会の進展により、個人情報が大量に収集され、利用されている。本条例の目的である個人の権利利益を保護するための個人情報の適正な取扱いは、公的機関だけでなく、民間部門においても求められるものである。このため、事業者が行う個人情報の取扱いに対する規制について定める。

なお、具体的な手続については、規則で定める。

1 第1項

「この条例の趣旨に反する行為を行っているとき」とは、本条例に定める収集の原則をはじめとする個人情報の取扱いに関する各規定に反することにより、個人の権利利益を侵害していることが明らかな場合をいう。

2 第2項

前項の規定による是正、中止又は勧告の実効性を保持するために定める。

3 第3項

前項の規定による事実の公表は、当該事業者に重大な不利益を与えることになるため、意見陳述の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴いた上で行うこととする。

第8章 雑則

第35条（費用負担）

第35条 この条例の規定による自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る手数料は、無料とする。ただし、自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

2 前項ただし書の規定による費用は、自己情報の写しを交付する際に徴収する。

【説明】

本条例は、自己情報を自分でコントロール（関与、支配）できることが必要であるとの考え方から開示、訂正、消去及び利用中止の各権利を定めたものであり、これらに関する費用は無料とする。ただし、写しの交付のみは、当該作成費用を徴収することとする。費用の額は、田川市個人情報保護条例施行規則（平成14年規則第11号）第13条第1項の規定により、白黒コピーは1枚10円、カラーコピーは1枚50円、CD-Rは1枚70円、その他電磁的記録（DVD、電子データ等）は実費（例：DVD1枚分の購入費用）とする。

第36条（適用除外）

第36条 次に掲げる個人情報については、第2章から第6章まで及び第9章の規定は適用しない。

- (1) 他の法令等に、開示、訂正、消去及び利用中止の請求をすることができる旨の規定がある個人情報
- (2) 実施機関の管理する図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理する図書、資料及び刊行物に記録されている個人情報
- (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (4) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

【説明】

(1) 他の法令等に、自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止の各請求や閲覧、縦覧等の定めがある場合は、本条例を適用しないことを定める。（例 住民基本台帳の閲覧（住

民基本台帳法第11条の2)、戸籍の訂正の申請(戸籍法第113条)等)

- (2) 統計法に基づく統計調査及び統計報告調整法に基づき承認を受けた統計調査に係る個人情報については、統計法及び統計報告調整法に定められる権限に基づいて行われ、その利用・提供については、同法の定められるところにより取り扱われており、さらに、安全管理等についても同法に定められており、当該個人情報の適正な取扱いが同法の定めにより担保されていることから、第2章から第6章までの規定を適用しないことを定めたものである。

第37条(苦情の処理)

第37条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

【説明】

実施機関が行う個人情報の取扱いに関して市民等からの苦情相談があった場合の対応について定めたものである。情報通信技術の発達に伴い増加している個人情報の大量かつ広範な利用に伴い市民等の苦情相談が増加することが予想されるため、市民等に対して苦情相談の窓口を設置し、市民等が、権利利益が侵害されたと感じた場合の苦情相談に適切に対応することを定めており、その窓口は、地域振興課の消費生活センター窓口が対応を行う。

第38条(運用状況の公表)

第38条 市長は、この条例の運用状況について、毎年公表するものとする。

【説明】

- 1 本条例の運用状況を把握して今後の適正な運営を図るとともに、これを公表することにより、個人情報保護制度の発展を図ることを期する。
- 2 具体的には、年1回、市の広報に掲載するものとする。

第39条(出資法人等の責務)

第39条 市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人、株式会社及び有限会社は、この条例の規定に基づく市の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

【説明】

本条に規定する各法人については、本市とは別の法人であるため、本市と同様の規制を一律に定めることは適当でない。しかし、程度の差はあるものの、他の事業者に比べて公共的性格を持つものであるため、各法人独自で本市の施策に十分留意し、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずることを求める。

第40条（委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第41条

第41条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第32条第2項若しくは第33条第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された情報又は指定管理者が管理している文書（公の施設の管理業務に関するものであって、図画、写真、フィルム及び電磁的記録を含む。次条において同じ。）であって、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【説明】

この罰則規定の制定以前においても、地方公務員に対しては、地方公務員法の守秘義務や刑法の処罰規定（公務員職権乱用罪）などがあり、職員に刑罰を科すことは可能であった。しかし、本条は、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機を用いて処理された個人情報の不正な提供行為を地方公務員法に定める守秘義務違反に対する罰則の内容よりも重くしていること、また、受託業務に従事している者及び指定管理者も罰則の対象になることを定めたものである。

(1) 本条で定める罰則は、故意による行為のみを対象とし、過失による行為は対象としない。なお、第9章で定める本条以外の罰則についても同様である。

(2) 「正当な理由がないのに」

「正当な理由」がある場合、具体的には、利用目的の達成に必要な範囲で提供する

場合、法令に基づき提供する場合、本条例第10条第2項に基づき提供する場合に処罰すべきではないので、「正当な理由がない」ことを犯罪構成要件としている。

(3) 「個人の秘密」

「個人の秘密」とは、個人に関する事実であって、非公知性（一般に知られていない事実であること）と秘匿の必要性（他人に知られないことについて相当の利益があること）の双方の要件を具備するものである。個人情報全体ではなく、そのうち「個人の秘密」に属する事項が記録されたものに限定していることに注意が必要である。

(4) この罰則の対象となる個人情報は、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるような体系的に構成したものであり、それ以外のマニュアル処理情報については地方公務員法の守秘義務違反により処罰する。

(5) 「提供したときは」

「電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるような体系的に構成したもの」をオンラインで送付すること、又はダウンロードしたディスクをオフラインで交付することを含むのみならず、「個人の秘密」に該当する事項が表示されたパソコン画面をアクセス権限のない者が自由に閲覧できる状態で放置することも含む。

※ （例）

実施機関の職員が、個人の秘密が記録されているデータベースをフロッピー等の媒体に複製して、業務上必要がない者に提供した場合

第42条

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た情報又は指定管理者が管理している文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【説明】

本条は、業務に関して知りえた情報に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも罰則の対象になること、また、受託業務に従事している者及び指定管理者も罰則の対象になることを定めたものである。

(1) 本条は、その業務に関して知りえた個人情報が対象となっており個人の秘密を要件とはせず、また、検索可能な情報に限ってもいい。したがって散在情報も含まれる。

(2) 「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した」

「目的」は、金銭を受領するため、退職後の起業の顧客情報とするなどの自己の利益のため、又は特定の個人を誹謗中傷するためなど、他人の正当な利益や公共の利益を侵そうとする目的などをいい、社会通念に照らし、妥当性を欠くものをいう。

「提供」は、第三者が利用できる状態に置くこと、たとえば名簿業者に売却することであり、「盗用」は、盗み利用することたとえば、受託業者が受託業務に関して知りえた個人情報を用いた他の業務に利用しダイレクトメールを送付すること等である。

※ (例)

職員が、職務上知りえた他人の氏名、住所、電話番号を名簿業者に売却した場合

第43条

第43条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【説明】

本条は、実施機関の職員が個人の秘密に属する事項が記録された文書等を専らその職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して収集したときも罰則の対象となることを定めたものである。

- (1) 「職権」とは、実施機関の職員が有する職務権限であり、「職権」を濫用するとは、当該職務権限を違法・不当に行使すること、又は職権行使に仮託して違法・不当な行為を行うことを意味する。
- (2) 「専らその職務の用以外の用に供する目的で」
当該職員の職務とまったく無関係な目的に利用することを意味し、自己又は第三者の不正な利益を図る目的であるかを問わないので、単に好奇心を満足させる目的の場合を含む。
- (3) 「収集」するとは、文書等の有形の媒体を集める意思をもって自己の占有の元に置くことをいう。文書をコピー機で複写し、写しを占有したり、個人情報の記録されたファイルを自分のフロッピーディスクに複写したりすることも「収集」に当たる。閲覧することによって、情報の内容を知ることのみでは、「収集」に当たらない。収集する文書の量は問わないから、一人の個人の秘密に属する事項が記録された文書等を集めた場合も「収集」に該当する。

※ (例)

職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他の課に保管されている特定の人に関する健康診断結果や相談内容を複写した場合

第44条

第44条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
--

【説明】

本条は、本人になりすますなどの行為により個人情報の開示を受けた者に対する罰則を定めたものである。

(1) 「偽りその他不正な手段により」

なりすましによる個人情報の開示を念頭においている。

(2) 「開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者」とは、この条例の規定により開示請求を行い、当該請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定に基づき、実際に当該個人情報を閲覧し、又は写しの交付を受けた者をいう。